

ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託
プロポーザル実施要項

1. 業務の目的

本市においては、健康増進法第8条第2項、食育基本法第18条第1項及び自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき定めた「ひたちなか市健康応援プラン（第3次）」（以下「現行計画」という。）が令和8年度末に計画期限を迎えることから、令和9年度年度から令和18年度までの10年間を計画期間とする次期ひたちなか市健康応援プラン（第4次）を策定するにあたり、市の現状分析及び市民ニーズを的確に把握し、今後の課題に対し専門的知見からの助言ができる事業者計画の策定業務を委託するものとし、事業者の選定については価格のみではなく、事業者の業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、公募型プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「受託候補者」という。）を選定するものとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託
- (2) 納入場所 ひたちなか市保健福祉部健康推進課
- (3) 業務内容 別紙「ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (5) 委託上限額 5,159,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

本業務においては、価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、より広く専門的な知識・経験を有する事業者から提案を募り、受託候補者を評価・選定するために公募型プロポーザル方式によって行う。

4. 業務スケジュール

実施内容	期日等
(1) 公募開始	令和8年4月24日（金）

(2) 質問の締切	令和8年5月8日(金) 正午必着
(3) 質問に対する回答	令和8年5月12日(火) までに順次
(4) 参加申込書受付期間	令和8年5月29日(金) 午後5時必着
(5) 参加資格要件確認結果通知	令和8年6月2日(火)
(6) 企画提案書の提出締切	令和8年6月10日(水) 正午必着
(7) プレゼンテーション(※)	令和8年6月19日(金) (予定)
(8) 審査結果通知	令和8年6月23日(火) (予定)
(9) 契約締結	令和8年6月26日(金) (予定)

※ひたちなか市役所における対面での実施とする。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市のコンサル、物品・役務の提供に関する競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) ひたちなか市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成20年告示第126号）別表各項に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者ではないこと。
- (5) 財務状況等から本業務を遂行することができない恐れがないと判断する者。
- (6) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等にあてはまる者ではないこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を目的としている者でないこと。
- (8) 地方自治体からの発注によって健康増進計画等の策定支援業務を受託し、完了した実績があること。

6. 参加申込の手続

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒312-0016 ひたちなか市松戸町1丁目14番1号

ひたちなか市保健福祉部健康推進課（ヘルス・ケア・センター）

電話 029-276-5222 / FAX 029-276-0209

Mail kenkou@city.hitachinaka.lg.jp

(2) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	参加申込書（様式第1号）	契約時に使用する印鑑を押印のこと。
②	法人概要書（様式第2号）	
③	業務実績報告書（様式第3号）	
④	直前事業年度の財務諸表の写しまたは、それに代わる財務状況の確認がとれる書類の写し	
⑤	その他市長が必要と認める書類	

(3) 提出方法

郵送又は持参により、6-（1）の事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

令和8年5月29日（金）午後5時必着

(5) 提出部数

各書類1部を提出すること。

(6) 書類の配布

仕様書及び提出書類等各種様式については、令和8年5月29日（金）まで、ひたちなか市ホームページ上で配布する。

(7) 参加資格要件確認結果の通知

参加資格要件確認結果の通知については、令和8年6月2日（火）までに通知する。

7. 質問及び回答

(1) 質問

① 質問方法 質問書（様式第4号）を郵送、メール又はFAXにより、6-（1）の事務局あてに送付し、必ず事務局へ受信確認の連絡を行うこと。

② 受付期間 令和8年4月27日（月）から令和8年5月8日（金）正午必着

(2) 回答

① 回答方法 ひたちなか市ホームページに記載し、原則として個別の回答はしない。

② 回答日 令和8年5月12日（火）までに順次回答する。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
①	企画提案書（任意様式）	作成にあたっては、別紙「ひたちなか市健康応援プラン策定支援業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。
②	業務執行体制（様式第5号）	
③	見積書（任意様式）	

(2) 提出方法

郵送又は持参により、6—（1）の事務局あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和8年6月10日（水）正午必着

(4) 提出部数

正本を1部、副本を7部提出すること。また、①～③の提出書類を全てPDF化し、1つのファイルに結合したうえで、メールにより事務局へ提出すること。

9. 審査・選定方法

(1) 公募型プロポーザル方式により、受託候補者を1者選定する。なお、応募状況によってひたちなか市健康応援プラン策定支援業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の決定のもと、事務局により書類審査により一次選考を行うことがある。

(2) 企画提案書の提案者（以下、「提案事業者」という。）が、提出した企画提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

① プレゼンテーション実施日 令和8年6月19日（金）（予定）

② 実施場所 ひたちなか市役所（対面方式）

③ その他 1提案事業者あたり提案20分、質疑10分程度

(3) 選定委員会が、別紙「ひたちなか市健康応援プラン（第4次）策定支援業務委託審査基準書」に基づき、企画提案書・プレゼンテーション及び契約の誠実な履行に関わる参加者の体制を含めた総合的な審査を行う。なお、選定委員会が必要と判断した場合は、企画提案内容について質疑を行うことがある。

(4) 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）による審査の結果、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を受託候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らなかった場合は、次に評価点の高い者から順に交渉を行う。

(5) 評価点の合計点数が同点の場合は、選定委員による優劣の比較審査を行い、評価項目に加算も

しくは減算を行い、合計点数の優劣をつけ受託候補者を決定するものとする。

(6) その他

次の①から⑦までのいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 6－(2)または8－(1)の提出書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 6－(2)または8－(1)の提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 見積金額が委託上限額を超過している場合
- ④ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- ⑤ プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑥ 企画提案にあたり、著しく信義等に反する行為があったと市が認める場合
- ⑦ その他、誠実な契約の履行が望めないと市が認める場合

10. 選定結果の通知・公表

審査結果は、審査作業終了後、全ての提案事業者に書面で通知する。通知予定日は令和8年6月23日（火）（予定）とする。

また、審査結果通知日の同日、次の項目をひたちなか市ホームページ上に公表する。

- ・受託候補者
 - ・全ての提案者の名称（申込順）
 - ・全ての提案者の評価点（得点順）
- （受託候補者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。）

11. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者とひたちなか市の間で、委託内容、委託金額等について調整を行い、双方の合意が得られた場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者はひたちなか市財務規則（平成6年規則第41号）第147条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。

ただし、同規則第147条第1項各号に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(3) その他

- ① 契約代金の支払は、目的物の引渡しが行った後に行うものとする。

- ② 受託候補者が、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を明記した辞退届を提出するものとする。なお、この場合においては、次順位者を受託候補者とする。

12. その他

提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は、返却しない。
- ② 提出された書類の訂正・差替えは、市が指示した場合を除き、認めない。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、ひたちなか市情報公開条例の規定に基づき対応する。
- ④ 提出された書類は、受託候補者審査作業において必要な範囲で複製する場合がある。